



年末年始業務

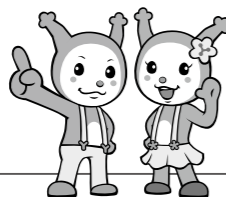
戸籍届出

閉庁期間中でも市役所本庁で戸籍届出（死亡・出生・婚姻など）の受領を行います。

コンビニ交付・マイナンバーカード関係

12月29日(日)から令和7年1月3日(金)までは、各種証明書のコンビニ交付サービスは利用できません。

また、12月28日(土)午後8時から令和7年1月4日(土)午前7時30分までマイナンバーカードを使用した機能の一部が停止となります。



問い合わせ 市民生活課
☎ 22-2210 FAX 22-2245

年末年始期間における山川支所の閉庁について

12月29日から令和7年1月3日までの間、山川支所は閉庁します。各種問い合わせ、死亡届を含む戸籍の届出の窓口は市役所本庁のみとなります。

問い合わせ 山川支所 ☎ 42-4112
※12月29日～令和7年1月3日は市役所に転送されます

広報モニター募集中！

「広報よしのがわ」をより良い広報誌にするため、市民の皆さんのご意見、ご提案をいただく『広報モニター』を募集しています。分かりやすく親しまれる広報、内容が充実した広報にするために、あなたの力をお貸しください。

モニターの方には景品を進呈します。

応募資格 本市に住む18歳以上の方
募集人数 10人程度

問い合わせ 申し込み 市長公室 ☎ 22-2203 FAX 22-2244 Eメール m-koushitsu@yoshinogawa.i-tokushima.jp

年末年始(ごみ収集業務・資源化ごみ集積所)について

●ごみ収集業務

【鴨島A地区】

12月28日(土)もやせるごみの収集日になります。12月29日(日)から令和7年1月2日(木)までごみ収集業務はありません。

【鴨島B地区・川島地区・山川地区・美郷地区】

12月27日(金)もやせるごみの収集日になります。12月28日(土)から令和7年1月2日(木)までごみ収集業務はありません。

※詳しくは吉野川市ごみ収集カレンダーをご覧ください。

●資源化ごみ集積所(鴨島・西麻植・牛島)

12月28日(土)正午から令和7年1月3日(金)午前8時30分まで市内各資源化ごみ集積所は点検・補修のため使用を停止します。

●資源化ごみ集積所(川島・学・川田・山瀬・榎谷・美郷)

12月27日(金)正午から令和7年1月6日(月)午前8時30分まで市内各資源化ごみ集積所は点検・補修のため使用を停止します。

●吉野川リサイクルセンター【粗大ごみ自己搬入】

12月27日(金)午後3時から令和7年1月6日(月)午後1時まで点検・補修のため受入を停止します。

【年末最終】12月27日(金)午後1時から3時まで通常の受け入れをします。

問い合わせ 運転管理センター
☎ 25-2111 FAX 25-2112

吉野川市農地賃貸借料情報

農地の賃貸借料情報(農地の賃貸借の実勢価格)を提供します。賃貸借契約の目安として利用してください。令和5年4月から令和6年3月までに締結された農地の賃貸借における賃貸借料水準(10a当たり)は、次のとおりとなっています。

1 田(水稲)の部

単位(円)

締結された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
鴨島町	11,000	16,800	5,200	36	
川島町	11,200	18,100	5,000	8	
山川町	11,500	18,000	6,000	22	
美郷					賃貸借無し
(参考)吉野川市平均	11,200			66	

2 畑(普通畑)の部

単位(円)

締結された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
鴨島町	10,700	17,000	4,100	34	
川島町	9,600	11,000	5,000	7	
山川町	6,700	12,000	5,000	4	
美郷					賃貸借無し
(参考)吉野川市平均	10,200			45	

- *1 使用貸借(無償の貸し借り)分は、含まれていません。
- *2 データ数は、集計に用いた筆数です。
- *3 賃借料を物納支給(水稲)としている場合は、30kg当たり6,000円に換算しています。
- *4 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。

農地を転用する場合は許可が必要です！

農地転用とは？

農地(田、畑)を宅地、駐車場、資材置場などのように農地以外の用地に転換することをいいます。農地転用する場合は、事前に農業委員会の許可が必要です。

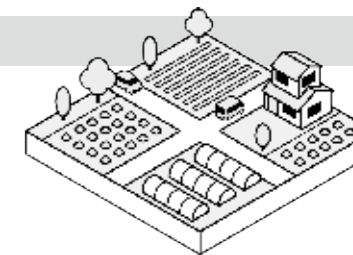


なぜ許可が必要なのか？

食料の安定供給の基盤である農地の確保と農業以外の土地利用との調整を図り、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するため、一定の規制を設ける許可制度となっています。

許可を受けずに転用すると・・・

許可を受けずに無断で転用した場合は、農地法違反となり、工事の中止や原状回復などの命令が出される場合があります。さらに、3年以下の懲役または300万円以下(法人に対しては1億円以下)の罰金という罰則の適用を受ける場合もあります。



●問い合わせ 農業委員会事務局 ☎22-2227 FAX22-2237

